

社会福祉法人行田市社会福祉協議会一般事業主行動計画

全ての職員が仕事と育児の両立や女性の活躍ができ、その能力を十分に発揮できるよう働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日まで

2 内容

目標1：育児に伴う休暇を取得しやすい環境づくりを推進する。【次】

<対策> ・育児休業、子の看護休暇等の制度について職員に周知し、休暇の取得を促進する。

・育児休業の制度を利用する上での相談窓口を設ける。(総務経理担当内)

目標2：全職員が年次有給休暇を年間10日以上取得しやすい環境づくりを推進する。

【次・女活】

<対策> ・担当ごとに年次有給休暇の取得計画を作成する。

・年次有給休暇の取得率の向上に努める。

目標3：所定外労働時間の縮減を図る。【次】

<対策> ・子育て中の職員が家族との時間を持てるよう、全職員の所定外労働時間の縮減を図る。

・担当主幹が職員の勤務状況を把握し、必要に応じ業務分担の調整等を行う。

・職員に対し、コスト意識向上のための啓発を実施する。

・業務について、目的、効果、必要性等を十分に検証し、積極的に事務事業の見直しに努める。

・会議、打合せを行う場合は、会議資料を事前に配布するなど、短時間で効率よく行うよう努める。

・週1日(水曜日)を「ノー残業デー」とし、実施を徹底するため、周知と声かけをする。

目標4：地域の中学生を対象とした就業体験の受け入れを促進する。【次】

<対策> ・広く社会や仕事を知る機会として、中学校と連携し、就業体験学習を積極的に受け入れる

・毎年4月に、前年度の実績調査、ニーズの把握を定期的に行い問題点の解消に努める。

3 計画の推進体制

本計画を推進するため、事務局長、事務局次長、担当主幹等を構成員とした「行田市社会福祉協議会一般事業主行動計画策定・推進員会」を設置し、本計画の策定・変更、同計画の円滑な実施、達成状況の点検等について協議を行うこととする。

【次】次世代活躍法に基づく取組内容

【女活】女性活躍推進法に基づく取組内容